

3 介護保険以外のサービス

益田市では介護保険サービス以外に下記のような福祉サービスがあります。ご利用を希望される方は市役所または地域包括支援センターへご相談ください。

(1) 在宅で利用できる福祉サービス

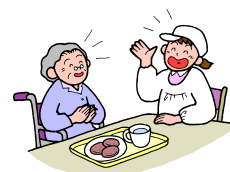
配食サービス

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、自分で調理が困難・食生活の改善が必要な方で、かつ安否確認が必要な方が対象になります。その方の身体・生活状況に適したケアプランを作成します。配達時に安否確認を行います。

※原則として1日1食。

利用料金：1食 480円（おかずのみの場合1食 430円）

介護認定のある方もない方も、利用できます。



認知症緊急対応訪問サービス

65歳以上の介護保険の利用者で、家族での対応が困難な認知症状が発症したとき、日ごろから顔なじみの福祉施設職員が訪問し、対応するサービスです。

※事前に登録が必要。利用料金：1回 419円

認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス

65歳以上の介護保険の利用者で、認知症高齢者を介護している家族が、急に介護できないときに、家族に代わって見守りをを行います。

※利用料金：1時間 126円

通所託老サービス

65歳以上の介護保険の利用者で、通所介護の利用枠を超えた場合、必要に応じて通所サービスを利用することができます。

（市民税非課税世帯の方が利用できます）

※利用料金：1回	要介護1	2,370円 + 食事代
	要介護2	2,790円 + 食事代
	要介護3	3,210円 + 食事代
	要介護4	3,630円 + 食事代
	要介護5	4,050円 + 食事代

入所託老サービス

65歳以上の介護保険の利用者は、短期入所の利用枠を超えた場合、必要に応じて短期入所施設への入所ができます。

（市民税非課税世帯の方が利用できます）

※ただし、介護保険認定のない方で市長が特に必要と認めた方は、介護者が病気、冠婚葬祭、介護疲れなどで、介護ができない時には数日間、短期入所施設への入所ができます。

※利用料金：1人／日	要支援1	1,350円 + 食事代・居住費
	要支援2	1,680円 + 食事代・居住費
	要介護1	1,800円 + 食事代・居住費
	要介護2	2,010円 + 食事代・居住費
	要介護3	2,230円 + 食事代・居住費
	要介護4	2,440円 + 食事代・居住費
	要介護5	2,650円 + 食事代・居住費

軽度生活援助サービス

除草や家屋の軽微な修繕等の軽易な日常生活の援助を行うサービスです。

※作業内容は本人の日常生活動線上の簡単な作業に限ります。

年間4回以内、1回あたり4時間を限度とする。

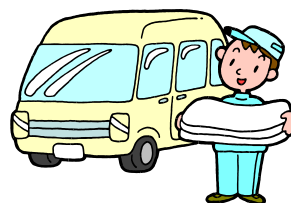
※ 利用料金：1時間 155円

以下の条件のすべてに該当する方

○65歳以上

○要支援以上の認定あり

○世帯の全員が市民税非課税



寝具類洗濯乾燥消毒サービス

65歳以上の高齢者の独居世帯又は高齢者世帯の身体虚弱、寝たきり又は障がい等により寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類の洗濯・乾燥・消毒を行うサービスです。（市民税非課税世帯の方が利用できます）

※年2回を限度とする。（利用者は市民税非課税世帯の方）

利用料金：1枚あたり 50円 ～ 500円

（寝具の種類によって異なる）

訪問理容サービス

65歳以上のひとり暮らしや、高齢者で寝たきり、もしくは認知症等があるため外出が困難な方に対して、在宅で理容サービスを行います。

※1月あたり1回を限度とする。

利用料金：理容代金を実費負担



緊急通報装置貸与サービス（安心見守りネットワーク事業）

日常生活において不安があり常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に緊急通報装置を貸与し、日常生活を安心して暮らしていただけるよう、支援するための事業です。

急病などの緊急時にボタンを押すとコールセンターにつながり、必要に応じて救急車の要請や、協力員への連絡などの対応を行います。

緊急時以外にも、月に1回コールセンターから利用者へ安否確認を行います。また、コールセンターに日常生活の相談などもできます。

※対象者：次の5つの要件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有すること。
- ②日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。
- ③65歳以上であること。
- ④同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。
- ⑤同一世帯に属するものについて、市税等の滞納がないこと。

利用料金：月200円の利用料がかかります。

設置及び管理にかかる費用は無料です。

緊急通報装置の利用にあたって、原則、固定電話の回線が必要です。（固定電話がない場合には、充電式の携帯型端末のレンタルが可能です。）

申し込み：お住まいの地区の民生委員、地域包括支援センター職員又はケアマネジャーを通じての申請となります。

※緊急時駆けつけサービス利用支援事業との併用はできません。



緊急時駆けつけサービス利用支援事業

日常生活において不安があり常に見守りを必要とする高齢者に対して、民間の警備会社が提供する緊急時駆けつけサービスを利用する際の装置導入費用を一部助成する事業です。

※対象者：次の５つの要件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有すること。
- ②日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。
- ③６５歳以上であること。
- ④同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。
- ⑤同一世帯に属するものについて、市税等の滞納がないこと。

助成内容：民間警備会社が提供する駆けつけサービスの装置導入費用

※助成対象は市と協定を結んでいる警備会社に限りです。

※申請前にすでに導入されているものは助成対象外となります。

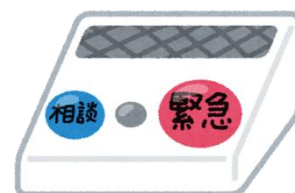
※警備会社によっては、お住まいの地域を対応できない場合があります。

助成金額：上限２０，０００円（千円未満切り捨て）

※月額料金等は自己負担となります。

申し込み：市へ申請書と警備会社の発行する見積書を提出してください。

※安心見守りネットワーク事業との併用はできません。



高齢者補聴器購入費助成事業

聴力機能の低下によって日常生活に不便が生じている高齢者の方を対象に、円滑なコミュニケーションが維持できるよう、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者：次の4つの要件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有する 65 歳以上の方
- ②聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- ③両耳聴力レベルの平均が 40 d B 以上 70 d B 未満の方
医師の意見書が必要になります
- ④市町村民税が非課税の方

助成金額：上限 25,000 円

助成内容：補聴器本体（イヤーマールド含む）

※1 人 1 回（1 台）限り

※購入費用が 25,000 円以上のものが対象

※修理費等および交付決定前に購入したものは対象外

申し込み：市へ申請書を提出してください。

認知症見守り GPS 機器購入費等助成事業

認知症の方が安心して出かけることができ、また認知症の方を介護しているご家族の精神的負担の軽減が図れるよう、GPS 機器の購入またはレンタル費用の一部を助成します。

対 象 者：次の3つの要件をすべて満たす方

- ① 市内に住所を有する 40 歳以上の方で、認知症または認知症の疑いがある方
- ②施設等へ入所しておらず、在宅で生活している方
- ③機器の充電等、ご家族の協力が得られる方

助成内容：GPS 機器および付属品の購入費用またはレンタル費用に係る初期費用

※助成対象者 1 人につき 1 回限り

※駆けつけ対応を行なっている業者が扱っているGPS 機器の購入またはレンタルが対象

※交付決定前に購入またはレンタルしたものは対象外

助成金額：上限 10,000 円

申し込み：市へ申請書と業者が発行する見積書を提出してください。

(2) 外出支援サービス

益田市乗合タクシー（益田地域）

公共交通機関のない地域と最寄りの公共交通機関とを結ぶルートで運行しています。

乗合タクシーは 23 路線あります。



市公式 HP



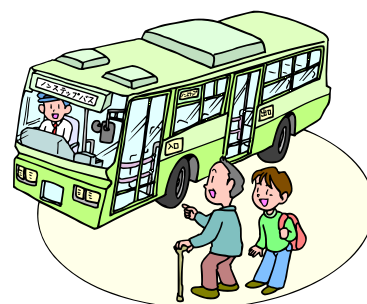
市公式 LINE

登録後
メニューから
益田の魅力へ

（問合せ先：交通対策課 31-1050）

乗合タクシー（17 路線）

1	松原・河成・虫追線	13	丸茂線
2	梅月・左ヶ山・多田線	14	大神楽・葛籠線
3	栃山・岩倉線	15	真砂線
4	喜阿弥・南田線	16	羽原・中垣内線
5	滑線	17	二条・後湍線
6	千振・種線	18	二条地区内線
7	有田・河内線	19	山折・乙子線
8	山折・津田線	20	金山・宇治・津田線
9	桂ヶ平・黒周線	21	匹見線
10	三谷・久原線	22	種線
11	笹倉・朝倉線	23	美都線
12	生角・蛇ノ久保線		



匹見福祉バス（匹見地域）

道川地区の住民を対象に、匹見スクールバスを利用し、道川診療所が開設される週2回運行しています。

※利用料金：全額個人負担

（問合せ先：匹見地域総務課 56-0300）

やまびこバス（匹見地域）

地域住民の利便性の向上と運行の効率化を図るため、予約制の匹見地域市営バスを運行しています。

※事前予約が必要。

利用料金：全額個人負担（路線により異なる）

（問合せ先：匹見地域総務課 56-0300）

匹見福祉タクシー（匹見地域）

匹見地域内で通院や買い物等のためタクシーを利用する高齢者、重度身体障がい者等に対し、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー代金の助成をします。（年間48枚）

対象区間：匹見分庁舎、匹見下公民館又は道川公民館を起点として、住所地の属する集落までの間とする。

利用料金：集落により負担額は異なる

（問合せ先：匹見地域総務課 56-0302）

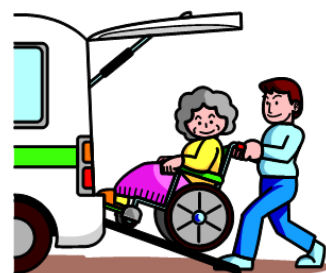
外出支援サービス（美都地域）

移送用車両（リフト付き及びストレッチャー装着車両）により、寝たきり又は車いすを利用している高齢者、障がい者等が在宅サービス又は病院に出かける場合において、目的地までの送迎を行います。

※利用料金：美都地域内 1回 500円

地域外 1キロあたり20円を乗じた金額

（問合せ先：美都地域総務課 52-2312）



（３）その他 ふれあい収集

ごみを収集ステーションへ出すことが困難な世帯を対象に、戸別回収を行います。収集の際に声かけ等により世帯員の安否確認を行います。

対象世帯：要支援者、要介護者等で構成される世帯であること。親族、ボランティア及び近隣住民等からの支援が困難であること。

利用料金：無 料

申し込み：介護支援専門員、民生委員等の意見を付した申請に基づき担当職員がご自宅に伺い面談調査や相談をします。

（問合せ先：環境衛生課 31-0232）

介護をされている方へ

はつらつ介護者ふれあい支援

要介護者と暮らす家族の精神的なリフレッシュを図るよう、家族間の交流を図り、健康相談や介護相談・介護技術指導も行うサービスです。

利用料金：食事代等 実費負担

実施団体：各デイサービスセンター、美都町介護者の会、匹見町介護者の会
連絡先：各実施団体へ

在宅で介護している方・認知症の方を介護している方

思いを語り、交流してみませんか

認知症の人と暮らす家族支援

認知症の人を支える家族の会☆ぽらりす

認知症の方を介護し、同じ思いをしている家族同士が「思いを語り」時には「励ましあい」「助け合う」ことが大きな力となり、日々の介護への勇気&元気を起こさせてくれます。

連絡先：事務局 特定非営利活動法人 すてっぷ ☎32-0700

認知症の人と家族の会 益田地区

認知症や認知症の介護についてお困りの方、お悩みの方、ご相談ください。

連絡先：認知症の人と家族の会 益田地区 代表 小原 ☎52-2552

(4) 入所施設の種類

有料老人ホーム

種類は介護型と住宅型の2種類あり、介護型については要介護認定を受けられた方のみが対象となります。

No.	施設名	所在地	TEL	入所定員
1	あじさい本館	益田市幸町3番5号	32-3030	28
2	あじさい1号館	益田市津田町1149番地6	31-7051	20

※あじさい本館、あじさい1号館が介護型になります。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者のみ対象とする住宅で、安否確認や生活相談サービスが提供されます。食事の提供や介護、健康管理などの日常生活の支援は事業所ごとに異なります。

No.	施設名	所在地	TEL	住宅戸数
1	あすかシルバーホーム	益田市中島町イ1454番地1	25-7777	35
2	サービス付き高齢者向け住宅いわみ	益田市染羽町1番27号	25-7190	29
3	介護複合施設つむぎ	益田市高津町イ2559番地1	25-7300	46
4	サービス付き高齢者住宅あんず	益田市美都町仙道680番地1	52-7171	9

※食事の提供あり（No.1～4）、日常生活支援あり（No.2～4）

軽費老人ホーム（ケアハウス）

日常生活が概ね自立している方を対象とし、必要時には介護保険サービスをはじめとする福祉サービスを利用しながら生活できる施設です。

No.	施設名	所在地	TEL	入所定員
1	コーポ「ますだ」	益田市高津四丁目27番7号	23-1660	50
2	ねむの家	益田市高津六丁目18番25号	23-7612	30
3	あすかケアホーム	益田市中島町イ1454番地1	25-7777	20
4	特定ケアハウスたかつ	益田市高津一丁目7番11号	31-1322	50

(5) 住居の提供

生活支援ハウス

原則60歳以上でひとり暮らし、または夫婦のみの世帯で在宅生活に不安のある方が、介護支援・居住・地域交流の機能を持つ施設でサービスを受けながら、安心して健康で明るい生活ができるよう支援する施設です。

No.	施設名	所在地	入所定員
1	七尾苑	益田市昭和町11番20号	10
2	ふれあいの園	益田市匹見町澄川イ277番地1	12

(問合せ先：七尾苑→高齢者福祉課 31-0235)

ふれあいの園→匹見地域総務課 56-0302)

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

高齢者が自立して安心かつ快適な生活が送れるよう、住宅部門・福祉部門の連携のもとに、住宅環境（バリアフリー化）・生活支援（生活援助員による安否確認等）の両面にわたり配慮された公的賃貸住宅です。

No.	名称	所在地	住宅戸数
1	益田市営須子住宅（1階部分）	益田市須子町	36
2	島根県営住宅 益田市久城団地	益田市久城町	8

(問合せ先：県住宅供給公社 益田管理事務所 31-1530)

(6) 措置施設

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市の措置によって入所する施設です。

申込み後、本人及び扶養義務者の経済状況、住居の状況、心身の状態、健康診断結果などをもとに、「入所判定委員会」で入所の適否が審査されます。

No.	施設名	所在地	TEL	入所定員
1	清月の里	益田市横田町1751番地5	25-2408	80
2	春日荘	益田市美都町都茂1871番地2	52-2338	50

(問合せ先：高齢者福祉課 31-0235)